

○ 必要な教育と教育時間について(防災)

(要綱「別記2」)

① 基本教育(5時間)

| 教 育 事 項 | 教育時間 |
|-----------------------------------|------|
| ア 消防法令その他防災管理業務の適正な実施に必要な法令に関すること | 2 時間 |
| イ 防災管理制度に関すること | 1 時間 |
| ウ 地震等の災害の態様、建物特性等に応じた防災対策に関すること | 1 時間 |
| エ 自衛消防対策に関すること | 1 時間 |

② 実務教育(5時間又は10時間)

| 教 育 事 項 | 教育時間 |
|---|---|
| ア 地震発生時における家具、じゅう器その他の物品の落下、転倒及び移動の防止等の防災対策に関すること | 10時間（過去3年間に防火管理業務に従事した期間が通算して1年以上であり、かつ、毎年実務教育を受けている従業員にあっては、5時間） |
| イ 消防用設備等及び防災資器材の取扱い並びに維持管理に関すること | |
| ウ 地震等の災害発生時における関係機関への通報、避難誘導その他の応急措置に関すること | |
| エ その他防災管理業務を適正に実施するために必要な知識及び技能に関すること | |